

令和 6 年 第 2 回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第 78 号

令和 6 年第 2 回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 6 年 5 月 21 日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和 6 年 6 月 3 日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和 6 年第 2 回まんのう町議会定例会会議録（第 3 号）

令和 6 年 6 月 5 日（水曜日）午前 9 時 30 分 開会

出席議員 15 名

1 番 真 鍋 泰二郎	2 番 石 崎 保 彦
3 番 鈴 木 崇 容	4 番 常 包 恵
5 番 京 兼 愛 子	6 番 竹 林 昌 秀
7 番 川 西 米希子	8 番 合 田 正 夫
9 番 三 好 郁 雄	10 番 白 川 正 樹
11 番 白 川 皆 男	12 番 松 下 一 美
13 番 大 西 豊	14 番 川 原 茂 行
15 番 大 西 樹	

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

9 番 三 好 郁 雄	10 番 白 川 正 樹
-------------	--------------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 平 田 友 彦 事務局課長補佐 横 関 智 之

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 長 森 正 志
教 育 長 井 上 勝 之 総 務 課 長 朝 倉 智 基

企画政策課長	鈴木正俊	地域振興課長	河野正法
税務課長	黒木正人	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	池下尚治	健康増進課長	松本学
農林課長	藤原道広	建設土地改良課長	河田勝美
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	國廣美紀
琴南支所長	柴坂学	仲南支所長	小縣茂
学校教育課長	川原涼二	生涯学習課長	末久誠

○大西樹議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○大西樹議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、9番、三好郁雄君、10番、白川正樹君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○大西樹議長 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許可します。

10番、白川正樹君、質問を許可します。

○白川正樹議員 おはようございます。それでは、ふれあい放送をお聞きの皆さん、おはようございます。一年中で一番過ごしやすい季節になったんだろうと思っております。本日、私の後に常包恵議員と川原茂行議員の2名が一般質問をいたします。

それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従い質問をいたします。

今回、私の質問は1問だけで、防災井戸についてです。

防災井戸とは災害により水道が長期の断水状態になった場合に備え、洗濯やトイレの洗浄など、飲み水以外の生活用水を供給するための井戸のことです。

南海トラフが30年以内に起こる確率が70から80%と言われていますが、それは気象庁のホームページによると、過去の地震の起こった時間的な間隔が示されております。それによると、1361年の地震から137年後の1498年に、そして1498年から107年後の1605年に、1605年から102年後の1707年に、そして1707年から147年後の1854年に、そして1854年から90年後の1944年に、そして今年2024年は1944年の昭和東南海地震と1946年の昭和南海地震から約80

年がたっています。それゆえ、南海トラフ地震が３０年以内に発生する確率が７０％から８０％だと言われていると思います。

まんのう町でも災害が起こった場合に備えて、いろいろな団体と災害協定を結んでおります。私が思いつくものとしては、建設業団体との応急対策業務の実施に関する協定書とか、アマチュア無線による応援協定、それから、この間、結んだところですけども、キッチンカーによる炊き出し実施等に関する協定書、それから物資等の輸送に関する協定書などがあるんですけども、まんのう町では協定、覚書を交わしている団体は約３３団体あるそうであります。

災害が起これば、一人一人が自ら取り組む自助、それから地域や身近にいる人同士で一緒に取り組む共助、国や地方団体が取り組む公助がありますが、協定を結んでいるのは多分この公助になると思います。そして、この防災井戸は共助になると思いますので、災害の発生で水道施設が被災し、生活に必要な水を得られない場合に、井戸水を利用することに関する質問をいたします。

井戸水は地面に対して垂直に伸びているため、地震の影響を受けにくいと言われております。井戸の唯一の弱点とも言えるのが電動ポンプを使っていることです。私が子供の頃はつるべで井戸の水をくんでいましたが、今は多分どこにもそういうことはないと思います。電力の供給が止まってしまえば、水をくみ上げることができません。

そこで登場するのが手押しポンプです。今、井戸がある家庭の井戸は、我が家でもそうですが、電動ポンプを利用して、野菜の水やりや洗車などに使っていると思います。災害に備えて、近所の人と一緒に手押しポンプを使う場合に、設置する費用の一部を補助する考えなど、防災井戸を香川県で初めて個人もしくは法人などと協定を結んでいる東かがわ市のように、まんのう町でも結ぶようなことなどを研究したことがあるんでしょうか。

この間の５月２８日の総務常任委員会の所管事務調査の中に、能登半島地震における災害対応に関する人的支援の実施で、総務課防災アドバイザーを派遣したと報告がありましたが、その中で、支援の所見として、単純にはまんのう町とは比較できないんですけども、参考になる事項として、昨日、同僚議員が質問していた昭和５６年以前の耐震基準の家屋の耐震診断の必要性とか、また、井戸水の利用等の対応を検討して、具体化が必要などがありました。新規に防災井戸を例えば各公民館などに設置する計画はありますか。

それでは、質問をいたします。

防災井戸について研究したことがありますか。それと、まんのう町の防災井戸を設置する計画はありますか。以上の２点です。よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川正樹議員さんの防災井戸についてお答えいたします。

まず、１番目の防災井戸について研究したことはあるのかについて、御質問にお答えいたします。

今後３０年以内の発生確率が７０から８０％程度と予測されております南海トラフ地震

などにおいて、長期の断水状態になった場合に備え、飲料水はもとより、衛生上の観点から、洗濯やトイレの洗浄など、町民の生活用水をできる限り安定的に供給していくことが求められます。

断水時の対応といたしましては、当町において給水場を開設するとともに給水タンクを設置し、その給水タンクまでの配水は香川県広域水道企業団が運行する給水車により行い、住民がポリタンクなどで持ち帰って使用することになります。

井戸水は飲料水としては利用できませんが、生活用水としては使用できることから、指定避難所など、住居の近くに防災井戸があるということは、断水時の生活において住民負担を軽減することができると考えられますので、防災井戸については大変有効性があると認識しておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

また、まんのう町で設置する計画はあるのかについての御質問にお答えいたします。

一般家庭で利用されております井戸は深さが約5メートルから8メートルで、水位の落ち込みが見られた場合は水量が十分に確保できない場合があります、また、電動ポンプを使っている場合は、電力の供給が止まった場合は、水をくみ上げることができない場合があります。

防災井戸は電動ポンプと手押しポンプを併設できるもので、状況によってそれぞれを切り替えて使えます。近年は手押しポンプ自体の性能も向上しているため、高齢者や子供でも簡単に水をくみ上げることができることがメリットであります。

また、より深い第2帯水層まで掘削を行うことで、安定的な水量を確保することが可能であります。

断水時の水確保対策として、引き続き、自己水源の確保の強化を促進するとともに、断水を回避し、町民生活への影響を最小限にとどめるため、防災井戸の設置に向けて検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 10番、白川正樹君。

○白川正樹議員 香川県では東かがわ市が初めて災害応急用井戸の制度をつくっております。個人や企業などが所有や管理している井戸をあらかじめ登録してもらって、災害などで断水した際には、地域住民が生活用水として無料で利用できるようにしたものでありますけれども、まんのう町でもぜひそういうことを検討してもらいたいと思います。

それと、まんのう町で実際各家庭で使用しているような井戸の数とか、そういうのは今から研究するだろうと思いますけれども、把握してもらいたいと思いますけど、その点、町長、どうですかね。まんのう町には井戸はどのぐらいあるかいうのを把握できていますかね。

○大西樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 白川議員さんの御質問にお答えします。

まんのう町でどれだけ井戸があるかというのは、今現在、調査中でありまして、実際の数は出ておりません。

今後、災害の応急用井戸、東かがわ市が今年の４月から運用を開始したということで、担当職員に聞いてみますと、東かがわ市は市内に井戸がおおよそ２６０あると推定しているそうでございます。５月７日現在で４０余りの申請が、今、寄せられているということをお聞きしました。まんのう町でも１００を超える多分井戸があると思われますので、その点を今後調査しまして、東かがわ市に倣って、災害用の応急井戸、こちらのほうを検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 １０番、白川正樹君。

○白川正樹議員 防災井戸は今から研究するということなんで、ぜひとも検討していただいて、まんのう町がもしも水道が止まった場合に、住民の安心・安全のためにもこういう制度をつくってもらいたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○大西樹議長 以上で、１０番、白川正樹君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

４番、常包恵君、質問を許可します。

○常包恵議員 改めまして、おはようございます。４番、常包でございます。議場の皆さん、また、告知放送をお聞きの皆さん、６月議会の一般質問を行いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

通告書に基づいて質問を行いますが、今回は私は道路はまちづくりの基本といいますか、骨格であると。そして、私たちの生活には欠かせない道路の建設や維持管理についてお伺いしたいと思います。

１点目は分譲住宅、まんのう町でも四条や役場周辺には分譲住宅が建設されてきましたが、その区域内の道路の維持管理についてお尋ねいたします。

私が初当選いたしました平成３０年９月議会で同じような質問をさせていただいたわけですが、改めてまんのう町に住んでいただける、移住・定住していただいた方、まんのう町に住み続ける決心をしていただいた方に、町として寄り添ったまちづくりをしていただきたい、そのような立場で質問をさせていただきます。

まず、１，０００平米を超える開発は都市計画法に基づいて許可が必要となっております。町内で、先ほど言いました開発が進んできていますが、許可をされた件数、そしてその事案の住宅の区画総数など、分かれば大字ごとにお示しいただきたいと思います。

そして、最近の団地内の道路、広くなってはきているんですが、法律では原則６メートルとなっておりますが、何メートルぐらいの道路が多いのか、分かる範囲で現状をお示してください。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包恵議員の、住宅団地区域内の道路はということでお答えいたします。

開発許可の件数につきましては、直近５年間で令和元年が４件、令和２年が６件、令和３年が６件、令和４年が３件、令和５年が３件となっております。

住宅分譲を目的とした開発行為の区画数については、令和元年度は2件、19区画、令和2年は2件、10区画、令和3年は4件、23区画、令和4年は3件、22区画、令和5年は1件、4区画となっております。

また、許可があった地域の内訳といたしましては、吉野地区5件、四条地区11件、高篠地区6件となっております。

宅地開発等に伴う開発道路の幅員につきましては、町内に多く見られる1ヘクタール未満の開発規模では6メートルが多く採用されております。

○大西樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。ちょっとなかなか筆記ができなかったわけですが、町内で23件あったというふうにお示しいただきました。大体毎年5件から6件程度あるというふうにお聞きいたしました。

都市計画法の39条では、開発行為によって新たに設置された道路、水路、公園、下水道、水道など、みんなが使う公共施設については、原則としてそれぞれの市町村に帰属するというふうに定められております。それぞれの施設ごとの用途というか、目的に沿った、従った適切な維持管理が必要であると。将来、壊れたときの維持管理が、責任を持って直せる管理ができる人にちゃんとしてもらうというようなことから、法律では市町村が管理しなさいよというふうに定められていると理解しています。

本町ではどのような取扱いに、今、なっておりますか。先ほど年間五、六件あるということでありましたが、どのようになっているかお示してください。

法律の32条の協議で、開発業者との維持管理を協議するわけですが、どのような形で進められておるのか、どのようなやり取りがされているのか、併せてお示してください。

そして、先ほど市町村が原則管理ですよということに法律が定められていることですが、6年間、私、議員の中で、議会で町道として認定するという事案はなかったように思います。町道になる基準、町への帰属する基準、そのような基準があればお示しいただきたいと思いますし、逆に言えば、23件の中で町道に取れなかった、もらえなかった主な理由はどんなものがあったのかお示しいただけたらと思います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの御質問にお答えいたします。

開発区域内の道路、公園及び下水道の公共施設のうち、道路、下水道施設につきましては、都市計画法第32条に基づき、開発業者との協議を行い、道路等の公共施設の帰属及び維持管理について決定しております。

また、帰属された道路のうち、町道や県道等が起終点であり、近隣住民を問わず、通り抜け可能である公共性が高い道路については、町道認定をしているところもあります。よろしく願いいたします。

○大西樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。開発の許可を受けて、適切な開発ができて、

その道で通り抜けができれば町にもらうと、町道に認定をするというふうでよろしいんでしょうかね。町道になるのと、それから町に帰属するのと、また二つちょっと分類されるのかなと思うんですけど、その辺、今の答弁でちょっと分かりにくい点があったんで、よろしくをお願いします。

○大西樹議長 建設土地改良課長、河田勝美君。

○河田建設土地改良課長 常包恵議員の質問にお答えいたします。

今現在、まんのう町の町道認定基準といいますのは、主要な道路、国道とか、県道とか、おおむね4メートル以上の幅員を持つ道路、これと主要な道路等を結ぶおおむね4メートル以上の幅員を有する道路、この4メートルというのは基準として緊急用車両、例えば消防車であるとか救急車、こういったものが余裕を持って通れる程度の幅員ということで4メートルを基準としております。こういった要件を満たし、なおかつ、土地の帰属がまんのう町となるものについて町道として認定をします。

平たく言えば、まんのう町民であればというか、まんのう町民に限る必要もないんですが、誰もがひとしくいつでもその道路を活用することによって、利便性が享受できるという公共性の高いものにつきましては、町が町道認定をすることによって、町自身はお金を生み出すわけではありませんので、皆様からお預かりしている税金をその管理のために投下するということで、町道認定基準というものが定められております。

先ほど町長が申しました通り抜けができるというのは、通常、開発道路、住宅団地の進入路、これはそこにとどまっております。これ、過去にもあったんですが、そこから道路を整備して行って、その向こうの開発道路のほうに接続することによって、これを町道認定にしたということも経緯としてあります。

これは何かといえば、その道路を接続して、向こうの主要道路に結ぶことによって、公共性が高い、皆さんの税金を投下してもなお説明のできる、そういった道路であるという判断の下に町道認定を行ったということで、過去のそういう経緯もあります。

今、過去5年間の中で、そういったような通り抜けができる開発道路というものがありませんでしたので、今回、町道認定をした道路というものはございません。

では、今現在の開発道路の取扱いといいますのは、そういう町道認定ではなくて、法39条の本文ではなくて、ただし書規定を適用して、これを32条の協議の中で管理区分を明確に定めると。どういう管理区分かといいますと、道路であるとか排水施設、こういったものについては、実際にそこをお使いになられる方の管理で、土地の帰属につきましては、当然、そこには水道管であるとか、下水道管であるとか、そういった管渠施設が埋設されておりますので、これを管理する責任上、土地の帰属はまんのう町にすることによって、法定公共物としての町道というものではなくて、法定外公共物としての、例えば里道、農道、あるいは水路、こういったものにつきましては、土地の帰属につきましては、平成17年当時の国有財産上位法に基づいて国有地から町有地になった。土地の所有権は町であるけれども、実際の管理につきましては、その施設をお使いになれる方、皆さんでの

管理という、こういう法定外公共物と同等の取扱いを今回の開発道路につきましても適用していこうというのがまんのう町としての考え方でございます。御理解賜りますよう、よろしくをお願いします。

○大西樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございました。6年前にはそういう財産的に町に受けるというようなお話はなかったもので、そこは大きな前進かなというふうに思っています。開発業者さんなり、そこに住まわれておる方の持分で、所有になっとったよりは、大きくそこは前進したのかというふうに評価をいたしたいと思います。どうもありがとうございます。

ただ、実際の維持管理は地元ですよ。壊れたときの維持管理は地元ですよというようなお話であると思うんですね。舗装の修繕であったり、排水溝が壊れたりというところは地元でお願いしますよということだろうと思うわけなんですけど、ここで財政面の状況をちょっと教えてほしいんですが、町道にできない理由として、お金がかかるという問題も聞きます。そしてまた、まんのう町には479キロに及ぶ町道がある。その管理と併せて今から増えていくであろう団地内の道も管理するというのは、なかなか人的に建設課の役場の職員だけでは難しいというふうにもお聞きしています。

そんなこともあるんですが、その点の中で財政の問題で、町道になればとか、町道に準じた土地になれば、国からの支援もあるというふうに聞いてるんですが、例えば道路の幅が6メートル、延長50メートルの道を町道にした場合に、団地内の道を町道にした場合に、国からの支援、地方交付税と言われる交付税はどの程度プラスになるのか、試算でありますけど、教えていただけますか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの質問にお答えいたします。

開発道路、下水道施設については町へ帰属すること、その維持管理につきましては、下水道施設はまんのう町管理、道路は地元管理として、都市計画法第32条の協議を開発業者と進めております。

なお、先ほどの回答にもありましたように、通り抜け可能な公共性が高い道路については、町道認定により町管理のとなる場合も考えられます。

また、町道延長に基づく交付税の算定につきましては、1,000平方メートル単位で約7万円であることから、幅員6メートル、延長50メートルの場合には約2万円に換算される予定でございますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。年間2万円ということですね。僅かかもわかりませんが、一応それで入ってきよるわけですね。今後も先ほどの検討状況にプラスして検討を進めていただきたいと思いますけど、私が思うに、まんのう町では人口減少対策が一番の大きな役場の施策の最大の課題というふうに私も受け止めております。そのために

毎日毎日の生活の環境、ライフラインの中で、先ほどから話をしていますが、道路、家の前の道路について、まんのう町に住み続けていただくための判断をするときには、それは大きな判断材料の一つだと思います。ですから、何回も同じことを言いますが、本町に住み続けていただく決断をしていただく方に、将来も含めて安心感といいますか、満足感を感じていただく高いレベルの住宅環境を提供する必要があると私は思うんです。

民間事業者の方にも、これまで同様に、常に優良住宅のを提供にお力添えをいただきたいなと思っています。

役場として、まんのう町に住み続けていただく大きな決断をしていただいた方に寄り添った施策が今後も望まれますが、私は法律の定めるとおり、開発道路を町が維持管理することが一つでないかなと。維持管理することが住民の立場に立つのではないかなと思っています。

道路が壊れるのは20年先、30年先だろうと思います。しかし、そのときに開発業者の方がおいでなかったり、住民の中にも世代交代といいますか、相続が発生したり、また、売買で所有者が変わったりということもあろうかと思います。そして、昨日の質問や先ほどの白川議員の質問の中にも、南海トラフ地震の確率が非常に高くなっているというお話がありました。20年、30年の間に地震が起きる可能性が非常に高いのではないかと。

そういうときに、道路の所有者がまんのう町になっておれば、それは少しいかなと思いますけれど、まだまだ今までの団地の中には持分の共有の土地、道路になっているところもたくさんあるだろうし、先ほど課長はもらうという話なんですけど、全部もらえているのかどうかはちょっと確認できてなかったんですけど、年間五、六件の開発された団地内の道を町が一応名義を受け入れている、相手方が寄附するという条件が当然前提ですけど、受け入れているかどうか、ちょっとその辺は分からないけれど、仮に持分登記になっていたとき、持分の共有の道路になっていたときに災害が起きたりすると、修繕なんかが遅れるのではないだろうかとか、復旧が遅れるのではないだろうか、そして、壊れたときに直すのというのはかなりの費用が要るかもわからない、そういう費用に対して町の支援はあるのだろうかというようなことも心配する声を団地に住まわれてる方からお聞きしたことがあります。

その辺、今現在、先ほどの持分、共有の道路から町名義に今はしていってますよということをお聞きしましたけれど、壊れたときの費用負担の関係、特に災害があったときの関係について、今現在、分かっている点、お考えがあればお示してください。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

都市計画法第32条の協議により、開発区域内の通り抜けできない行き止まりの開発道路につきましては、主に開発区域内に居住される皆様が使用されることから、申請者の管理としております。

なお、下水道施設につきましては町管理とすることで、修繕等が必要な場合はまんのう

町において対応してまいります。

なお、本町は総延長約400キロメートルを超える町道の維持修繕等の管理を限られた財源で行っております。今後とも、財政状況や公共性などを勘案しながら事業の検討に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 地震の災害対応についてお返事がちょっと分からなかったんですけれど、綾川町でも通り抜けできることが町道認定の条件になっていますので、開発業者の方や住民の管理となっている道路が多いようです。それを補うといいますか、補完する意味で生活道路の、先ほど団地内の道路、認定されない、町道にならない道の舗装工事については補助制度が設けられています。三木町でも私道の舗装工事を助成する要綱をつくって助成をしています。舗装だけではありますが、そういう制度がつくられています。

本町でも、先ほど災害の心配のこと、住民の方の分を紹介しましたが、あわせて舗装工事の、先ほどほかの町の紹介をしましたが、町道にならない道についても、生活道路として町として維持補修の支援ができないものかどうかお示しいただきたい。

法定外公共物、農道の舗装なんかは補助制度があるんです。農道部分についてはあるんですが、そこが完全な私道であれ、団地内の4メートル、6メートルあってでも、私の所有の道であった場合に、今は支援がないように思うんですけれど、その辺の部分をまんのう町としても検討できないものかどうかお考えをお示してください。

○大西樹議長 建設土地改良課長、河田勝美君。

○河田建設土地改良課長 ただいまの常包恵議員の質問にお答えいたします。

その前に、町長にお渡してる原稿がちょっとこうなりましたんで、申し訳ないです。

私のほうからお答えさせていただきますと、過去、まんのう町においても、合併前の旧まんのう町においては、生活関連道という名称で事業化をしていた経緯がございます。ただ、こちらにつきましては、3町合併の折に制度を取りやめております。といいますのも、どうしても中山間地域を多く抱えますと、その生活関連という冠をつけることによって、対象範囲が際限なく広がっていったことがございましたので、まずは町道を優先的に維持管理、整備していくということで、そういった経緯の下で、今、まんのう町においては生活関連道についての助成制度というものは整備をしておりません。

この生活関連道という話で、それを対象事業としていくのであれば、先ほど議員さんがおっしゃられてました財源確保という観点から言えば、当然、これは地方交付税措置の対象になりませんので、全くの町の100%持ち出しというふうになって、これを整備していくことになろうと。

その中で、じゃあどこまでを対象範囲に、例えば住宅団地だけをその対象範囲にするのか、しないのか、それ以外の生活関連でお住まいの方はどうするのかというところも出てきます。

今現在、実際は高度成長期に整備した道路というものが、今、一斉に老朽化していつて

おりまして、修繕要望というものが地元から上がってくる件数が非常に多うございますということで、なかなか現年度でさばき切れない程度の要望が上がってきている状況の中、そこに加えて生活関連のための整備をということであれば、当然、今現在、お待ちしていただいている町道の維持修繕につきましても、今以上にお待ちしていただくといったことと一対のものとして考えて検討していく必要があろうかと考えております。以上です。

○大西樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。綾川町の場合は舗装幅が1.5メートル以上、三木町の場合は3メートル以上というような条件もつけながら、対象となる道路を決めているというふうになっています。

町道も479キロありますので、合併前のそれぞれの町道を引き継いでいると思われるので、町道の認定の仕方も3町によって違うかっただろうと思います。ですから、今ある町道の内容も現状違ういろいろな部分があろうかと思いますが、ぜひそれは検討いただきたいし、共有の部分の持ち物、まんのう町の名義になっていなくても、なっとっても維持管理は地元ということのようでありますから、ただ、農道、水路の場合は舗装は補助はあるということなんで、宅地内の道路についても、農道、水路と同じような考えでいくなれば、補助制度も検討いただける余地があるのではないかと思います。町の名義になって、維持管理は地元といえども、補修の費用に対しての補助ができるのではないかと思いますので、御検討いただきたいというふうに思います。

その前提となるのは財源でありますから、町のほうで、今、開催されています町政懇談会では、建設土地改良課の要望が非常に9割方、その部分に各自治会からの要望はなっております。そこを含めいただいて、町長、執行部の方、財政担当のほうで予算編成の中で十分配慮いただきたいというふうに改めて要望しておきたいと思います。

各現場のそれぞれの建設担当課、担当者のほうは、なかなか住民の方から要望が来ても、それを待ってもらおうという非常に大変だろうと思います。精神、気持ち的にも待ってもらおうというのは大変だろうと思いますから、そこを町民の生活のために維持補修費を考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で、1番目の質問を終わりたいと思います。

○大西樹議長 1番目の質問を終わります。

続きまして、2問目の質問を許可します。

4番、常包恵君。

○常包恵議員 2点目であります。先ほどからずっとまちづくりの基本は道路が骨格ではないかということで質問させていただいておりますが、今も言いましたが、今、町が建設する道路は各地域からの要望、いわゆる請願道路というふうに聞いておりますから、そういうのが主であります。その予算も非常に厳しいんだということを、今、担当課のほうからはお聞きいたしました。ぜひ維持修繕費用も含めて、改めて積極的な取組のための予算配置をよろしくお願いいたしますと思います。

そして、その上で町としてはまんのう町全体のまちづくりを考えていかなければならないと私は思います、地元の要望プラスですね。そして、そこには幹線道路というのをきちんと考えておかないかと私は思います。ここに道路が必要であるということを町が主導して計画し、建設していくことが必要だろうと思うし、これまでもしてきたのではないかなと思うんです。そのような道は今現在の町道の中でどれがそうなのか、そして、それはどのような理由で建設されたのか教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの質問にお答えいたします。

町が計画的に道路整備をした事例につきましては、過去に満濃中学校の北方面の鐘場涌井線の改良工事を実施いたしました。本路線は学校から県道等の幹線道路までの道路幅員が狭く、満濃中学校、四条小学校及び満濃南小学校の児童生徒のうち数百名が通学する時間帯には特に通行に危険を伴うことから、計画的に道路拡幅事業を行ったところでございますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。満濃中学校の北側の東西の道ですね。非常に重要な道だろうと思います。

私、今、言ったように、中学校、学校関係のこともありますし、それぞれの公共施設をつないで連絡をする道路は本当に必要だろうと思いますし、そのことによって、有効に施設が活用されるというふうに思っています。

例えば、先ほど中学校の話が出ましたが、中学校、南小学校、南こども園というのは比較的近い位置に存在します。最近、南こども園の新設と併せて大きな駐車場が造られましたけれど、小学校や中学校との相互利用といいますか、その面から考えて、周辺の道路環境はちょっと不十分なところがあるのではないかなというふうに思っています。

また、小学校周辺の安全面から考えて、今の交差点状況などを考えると、もう少し整備する必要があるのではないかと、通っていて一旦停止とかいろいろあり、分かりづらい部分も感じますので、整備する必要もあるのではないかと思っています。

また、南海地震の発生確率が高まっているというお話がありましたが、防災活動、減災活動を進めていくためには、例えば各地域で準備をしていく避難場所、地域の避難場所や防災拠点への進入路といいますか、県道や国道からの進入路とか、そういう連絡道路は広くしていく必要があろうかなと思うんです。地域の農道だけではなくて、そこを広くしていく必要があろうかなと思います。

また、綾川町のことでん綾川駅周辺、イオンの前辺りは国道や県道、町道が組み合わさったまちづくりが進められているように思います。道路の整備、そして商業施設の誘致、そして公共交通、それぞれが一体的に、ばらばらじゃなくて一体で整備しているように感じます。綾川町さんはその周辺の地域を用途地域に指定し、その用途地域で開発する事業者への支援も含めて、支援をする中で開発も促しているようです。ですから民間事業者

の力も借りて、住宅建設があな地域は進んでいるように見えます。綾川町さんのこのような事例も参考にさせていただきながら、まんのう町のまちづくりを考えていただきたいなというふうに、参考にさせていただきたいなと思います。

令和２年度策定のまんのう町過疎地域持続的発展計画には、ことでんまんのう新駅の検討という言葉もうたわれているようであります。令和２年度策定です。民間事業者のお力を借りながら、町自らがまんのう町の将来を見据えたまちづくりを行っていただきたいと思うんです。そのためには、積極的に必要な箇所に必要な道路を建設していただきたいと思うんです。その根幹となるのは、まちづくりの絵、プランというのをきちんと持った上で、この場所にこの道が要するというのを、都市計画ですかね、そういう部分を描いていただきたい、そして道を造っていただきたいと思うんです。お金はかかるけれど、まんのう町の将来を見据えて検討いただきたいと思うんです。

国の言うのは、コンパクトシティとかいう言葉を聞きますけれど、まんのう町版として、どういうふうに住環境、先ほど来から住宅の話をしてきましたけれど、住む地域、農業する地域、工業地域、いろんな部分をまんのう町の中でどういうふうに組み合わせていくんやというところで検討いただきたい。

そして、まずはこの中心市街地、まんのう町の中での中心、役場周辺の中心市街地をどういうふうにつくっていくんやとか、そういうところを進めていただきたいと思うんですが、その辺、複数の課にまたがった問題になりますけれど、町としてそういうプランに基づき、必要な道を必要な箇所に造っていくんだということについて、どのようにお考えかお示してください。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの御質問にお答えいたします。

道路整備事業につきましては、各地域から多くの要望が地元自治会等の協力の下で寄せられており、限られた予算の中で、順次、事業を実施しておるところでございます。

御承知のとおり、まんのう町では総延長４００キロメートルを超える町道を維持管理しております。

また、昨今、少子高齢化や人口減少が急速に進んでいるところであり、社会や地域の状況等を考慮した道路環境の整備が求められております。

このような状況において、特に新規路線整備につきましては、防災・減災の観点はもとより、緊急性、重要性、事業費及び維持管理等のコストなどを検討し、事業を実施していく所存でございますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 ４番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございました。防災も含めて緊急性、まちづくりのために町長が最後に言われたようなことを総合的に検討いただいて、進めていただいたらと思います。

必要なところにはちゃんと道を造るということ、お金はかかるけれども、将来の子供

たち、住民のために、まんのう町をどういう町にするか、ソフト政策もあります。医療費やいろんな福祉政策、ソフトの部分もありますけれど、ハードの部分でまんのう町をどういう形にしていくかというのをちゃんと示していただきたいし、そのことを役場の皆さんはまずは考えていただけたらと思いますが、そのことを住民の方にもお示しいただきながら、一緒にまちづくりをどういうふうにしていくんやということを考えていきたいと思っています。

議会の議員も、私たちもまちづくりについて積極的に住民の声を聞きながら提案してまいりたいと思いますので、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

以上で、私の6月議会の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○大西樹議長 以上で、4番、常包恵君の発言は終わりました。

ここで、40分まで休憩を取りたいと思いますので、よろしくお願いします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時40分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 麦秋も終えて、この15日12時、ゆる抜きを待つ準備が整いつつあります。私の近くも、つい1か月余り前に田植をいたしました。楽しみの一つであります。コウノトリが毎日飛来しております。朝、夕方、まず木瀬池の水位を確認するために、毎日、夏の間は行っております。しかし、私も目にかかりますが、昼はどうかなどといって近くの人に聞きますと、あれ詰めてきとるがと、こういう格好です。ただ、どうも近くで見ると、ちょっと小さいのかなと、こんな感じはしますが、環境にいいということでしょうね。まんのうで子育てしておるコウノトリではないように思いますが、そういう環境の中で、日々、生活しておることを誇りに楽しみに日々暮らしておることです。

今日、私、通常のようにまんのう町が抱える問題点についてお聞きしたい、質問いたしたいと思います。

まず農林業、農業と林業を一つ切り離して考えられない問題でございますので質問いたしますが、今、食料・農業・農村基本法の改正が行われ、特に私が感じておるのは、変わった点というのは、農業のこの基本法が環境面に目をつけてきたのかなというのは第一印象であります。

まんのう町の実態を見ますと、やっぱりいろんなデータも大事であります。データの下に今後の基本的な計画を立てていかないかんわけですが、まず、立地条件も考えたら、立地条件はあんまり口にするのを聞いたことがないので、人間は移動いたしますが、阿讃山脈があつて、立地条件、山があつて、何千年も何億年もすれば、ひょっとそこが山がなしになったりするかもわかりませんが、それは別問題として、この立地条件は当分変わ

らないだろうというのを前提に置いてお聞きいたします。

今、まんのう町が持つておる面積、山林が1万3,000ヘクタールほど、農地が約2,000ヘクタールあるんです。水田が1,820ヘクタール、畑地が258、2,080ヘクタールあるんです。

今の日本の状況を見ますと、今日の新聞にもありましたが、人口は減っておりますが、いろんな社会情勢の変化に伴って、民間が保有する備蓄米、在庫米が通常であれば大体200万トンから230万トンぐらいを備蓄しておるのが通常であります。本年の場合は180万トン、30万から50万トンぐらい少ないということで、24年産は、少し卸売業者の意見を聞きますと、買い付けに、早い時期にやっぱり生産地に足が向くのでないかなと、こういうような実態がございます。

そこで、まんのう町が、本町の場合が、農業約2,000ヘクタールある面積、これをどうやって生かすのか。今、農業に従事しておる基幹的農業の従事者数が1,097人、約1,100人ぐらいです。1,100人が従事しておりますが、その中で2,000ヘクタールをどうやってやるか。これをまず考えますときに、町も住民の方に意見を聞くのも大事、これは相当大事なんです。しかし、農業関係について、行政が将来的にこういう方向へ行くんだという指針を出して、農業従事者に理解していただくことも非常に大事であります。まず、行政のほうがどういう今後の農業に向けての方針を、計画的な考えをお持ちなのか、まず、町長、お伺いいたします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

現在、農業振興を進める上で、農家の高齢化や担い手不足による耕作放棄地の増加、生産コストの上昇、農産物の価格競争の激化、消費の低迷など、多くの課題があります。

また、農林業センサスの数値から、農家人口は減少傾向にありますことから、今後、適正に農地を管理して将来につなげるためには、早急に農業の集団化を進めることが必要であるというふうに考えております。

現在、町内の7地域で農業に関する地域計画の策定を進めておるところでありまして、それぞれの地域で農業者座談会を開催して、農業における地域課題について多くの農家の方々に共有していただいております。認定農業者や農業法人などの核となる担い手以外の農家で7割の農地を管理し、耕作されている現状がありますので、定年帰農者や兼業農家なども幅広く地域農業を担う農家として位置づけ、適正に農地が管理できる体制を整えてまいります。

また、町内の地域間ネットワークを強化する体制といたしましては、農業経営者協議会がございます。協議会への支援につきましても継続的に実施いたします。

地域農業の課題解決に必要な施策として大型機械の導入や農業経営の規模拡大、さらにはWCSなどの持続可能な農業の促進、そして、産地の特色を生かした農産物のブランド化などが挙げられますが、農業に関する地域計画の農業者座談会でも意見を伺う機会を定

期的に設けながら、ハード事業やソフト事業の要望に際して機を逸することなく各種事業に取り組む所存でございます。

さらに、まんのう町にコウノトリが飛来して生息するようになりましたことは、豊かな自然や農村環境の価値が高まり、農家の皆さん方の意欲の向上につながると考えておりまして、今後も農業の持続的な発展を支援してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 町長、素晴らしいことをおっしゃってくれる、それが一步実現すれば、素晴らしい農業立町まんのうが誕生するわけですから、この一步はどうか、一步。今現実に行われておる農業施策、これがここがこうだからというのが今現実であればお聞かせください。

○大西樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 ただいまの川原議員のいま一步踏み込んだことの計画について農林課よりお答えしたいと思います。

川原議員おっしゃったとおり、農政の憲法と言われる食料・農業・農村基本法の改正が5月29日に参議院の本会議で可決、成立されているところでございます。この基本法で示されている政策の方向性には四つの柱がありますが、そこは割愛させていただきますが、まず、まんのう町で今現在進めているのが、先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、農業に関する地域計画の農業者座談会でございます。これまで認定農業者が町内には110経営体がございますが、それだけではなかなか集積も進みませんし、また、耕作放棄地が今後増える懸念がありますということで、現在、町としてお示ししているのは、7反以上耕作されている方は、先ほど町長の答弁にありました地域農業を担う農家として登録をまずはしていただきたいと考えています。

そういった中で、座談会に参加していただく意欲的な農家の方々から、やはり地域によっては圃場整備が将来的にはどうしても必要であるというふうに、そういった方向転換の地域もございますので、そういったところには、建設土地改良課とも連携しながら、面工事が進んでいけるように進めていきたいと考えておりますし、また、今年4月から示されております香川県が独自で進めております多様な農業人材への支援という制度もございまして、多様な農業人材認定制度が創設されております。既に6月から受付を開始しているようでございますが、こういった制度をうまく活用して、担い手以外の農家さん方にも支援が行き渡るように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○大西樹議長 14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 今、考えをお聞きいたしました。政策自体、一番やりやすいのは、国が方針を出す。国がやれないものは、先ほど言われた県がまた香川県の地域性に合ったようなことをやる。その中でできないものはまんのうの立地条件、まんのうのやり方で考えるという、これは基本的な考え方だと、町長、思うんですが、この点はいかがですか、

町長。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

まず、国が方針を出すのは、日本の国全体を見て、それぞれ方針を決めて行くと思います。それが全部一律に全国に広がるのはなかなか難しいと思います。その点をカバーするために、香川では香川型農業ということで、香川県独自の施策を打ち出すということであります。

引き続いて、川原議員さんおっしゃるように、まんのう町はまんのう町の特徴がありますので、それに適合した方策を出すのは、やはりまんのう町独自で行う施策だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 町長が思っておることが一歩前へぽんと動けば、まんのうはすばらしい土地になるんですね。

ここで、先ほどの課長の答弁の中で、主にやっている認定農業者を中心に、中核的にやっておる人数だけではとてもでないが守れない。7反以上の方は守ってもらうような形で農業に従事してもらえよう方法を出していきたいという考えの中で、これは当然ある程度人数がおらんんだら、2,000ヘクタール全てじゃなくても、それに近い耕地を守るわけにはいきませんから、それはすばらしいことだと思う。けども、そうなってくると、やっぱり条件の、今、悪いところをどうするかと。圃場整備ですね。ちょっと先ほども耳にしましたが、やっぱり道路網だけ考える、水路だけ考える、防災の考えで、豪雨があったときに、水路だけ考えるんじゃないくて、圃場整備をこの区画で全面的に広くやれば、道路網、水路網、全部カバーできるんですよ。災害に強いような水路もできる。避難所へ行くのに行きやすい道路もできます。それは全てじゃないんです。まんのう町も南から北までかなり条件が違う場所がございますから、やはり全てが圃場整備できるような場所とは私も思っていないんですが、やる気になれば、かなりのところができるんじゃないかと、そう思っておるわけですが、冒頭にお話ししましたように、住民の意見を聞くのはすごく大事です。しかし、基本計画を立てて、それに基づいて住民に理解してもらえよう方向性を打ち出すのも行政の仕事ですから、圃場整備が、住民に説明会に行ったら難しいがと。3遍や5回でやめて戻るようでどうなるかというのが私の考えですが、そこらは、町長、どうお考えですか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

まず、圃場整備についてでございますが、やはり圃場整備をやろうという意欲のあるところには、説明に何回か行けば、多分、できるのではないかなと思いますし、なかなか最初から全然その地域がやる気がないというようなところは、圃場整備の話に行っても、なかなか難しいんかなと思います。まんのう町も地域広うございますので、ぜひ圃場整備を

やりたいという熱意がある地域につきましては、粘り強く話を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 今の町長さん、地元がやる気があるところへ行くんだったら、放つといってもできるんです、これは。問題は町長さん以下、執行部の熱意、執行部だけとは言いません、我々も含めてです。熱意が地元伝わるかどうかというのが大きなウェートじゃないかと思うが、この点はいかがですか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

まず、それぞれの地域へ我々の熱意を伝えろということだろうと思うんですが、なかなか今の農業情勢を見てみますと、全ての面で非常に農業にとって厳しい環境の中であります。そのような中で圃場整備をしていくというのは、ある程度、それぞれの地域に何人かでもいいんですが、熱意のある人がおらなければ、幾ら我々が熱弁を振るっても、なかなか難しいんじゃないかなと思います。そういう人が地域の中で1人でも2人でもおれば、積極的に我々も進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 町長、おっしゃることは分かるんですが、やっぱり3遍や5回、話してでも十分理解していただければ、面倒くさいと、農業は将来見込みがないと思われておる方に対して理解してもらうのは相当面倒です。この面倒なのは私も分かるんですが、将来の農業、まんのうを考えてくださいというところが問題なんです。町長さんの熱意、何遍も来られてと思うかも知りません。町長さんの熱意にまいった、これ、やりたくないと思ったんやけど、しょうがないわというところが大事でないかなと思うんですが、町長、いかがですか、ちょっとしつこいですけど。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

話をして分かっていただけの地域であれば、できると思いますが、地域によってはなかなか難しい、全く聞く耳を持たないというような地域もあると思いますし、やはりその中で若い、これから将来に向かって農業をやっていこうという意欲のある人が1人でも2人でもおる地域に対しては、我々も積極的に話をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 そうすると、町長には意欲はあると、そういう理解をいたします。それならば、担当課に行ってこいということをおっしゃっていただくと解釈してよろしいですね。よろしいですか、町長。担当課長。

○大西樹議長 建設土地改良課長、河田勝美君。

○河田建設土地改良課長 川原茂行議員の質問にお答えさせていただきます。

お答えの前に、まず、今現状ですが、まんのう町内で圃場整備というものが県営中山間事業で今現在4か所、それと農地耕作条件改善事業ということで1か所、計5か所の圃場整備を実施しております。これだけでまんのう町の農業のために資するということではなかなか難しいということも考えております。ということで、今現在、第2期の中山間事業の要望を受付しております。その中で、当然、圃場整備についての要望というものも地元の中から上がってくるでしょうし、そういったところも含め、それ以外に町道の改良要望の中で、例えば圃場整備をやりませんかとか、そうすることによって、道路も一直線にきれいになるし、今現在、曲がりくねった河川もきれいな整形された河川という、官地だけでなく、個人さんの耕作地、これもいびつな形の農地、これがきれいに整形されて、必ず一辺には4メートルの道がつくというような、そういうふうな条件も整えられるといったところも、有利な条件ということでお示しする中で、そういった圃場整備についても勧誘していくところもございます。なかなか町場で圃場整備というふうになってくれば、当然、1種農地になる以上は、後々の宅地化であるとか、そういったところもありますので、そういったところは土地の状況を見ながら、地域性を勘案して話を進めていくところではあります。

今、町長のほうからも積極的に圃場整備を進めていけという話もありましたので、町長の命を受けて、担当課長としては圃場整備を積極的にいこうと、今、心に誓っておる次第でございます。以上です。

○大西樹議長 14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 それでは、まず町長の熱意に感謝申し上げ、課長の、町長の命を受けてやる気があったことに感謝申し上げます。

それで、圃場整備は我々も放っておくんじゃないんです。議会にも相談をかけていただければ、やっぱり我々も何十年も前から何百ヘクタールもやってますから、時代は違うとはいえ、やはりいろんな問題点はここにあるというのは、ある程度、分かるんです。ですから、相談は相談としてかけていただければ結構かなと思っております。

この圃場整備ができた後、先ほど、農林課長からお話がありましたように、今、現に昨年度から、23年産からやりましたWC S、今年も、24年産もかなり昨年から増えておると思います。そういう特殊な機械でなくて、将来、日本の全国的に食糧難の時代が来るやもしれないことも想定に入れながら、やはり認定農業者を中心とした人間だけじゃなくて、多くの方に70アール以上の方には従事してほしいという政策を何か打ち出していかねばいけないのかなと思うんですが、この具体策はお持ちですか。お持ちであれば、お伺いします。これはちょっと舌足らずでごめんなさい。今、既にやっておる方でなくて、先ほど課長が言われる兼業でやられておる70アール以上の方、もしくは70以下でも50アールでもやる気のある方に対するお考えをお示しいたします。

○大西樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 川原議員の再質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、WCS用稲につきましては、令和5年から本格的に作付を行いまして、令和5年度が約40ヘクタール、令和6年度につきましては、現在のところ62ヘクタールの作付の申出がございます。今後も恐らく耕畜連携につきましては、今後も発展的に進んでいくであろうと思っています。

それと、先ほど申し上げたとおり、認定農業者などの担い手以外への支援のお話でございますが、担い手以外の方が農地を集積した場合の農地集積補助金という制度がございます。県からの補助金は減額になっていますが、町単独の補助金につきましては、これまでどおりの金額を維持していきたいと考えておりまして、また、県から補助金を頂いた差額分、町のほうは若干高くなっているんですが、その差額分の穴埋めも、町費を使えるようであれば町費を投入していきたいと考えておりますし、取りあえず、現在、進めているのは、先ほど申し上げたとおり、多様な農業人材認定制度に登録していただいた農家さんへの農機具の導入に係る支援でございますので、そちらは、今年、1次募集、2次募集という形で、現在、募集がかかっておりますので、早めに皆さんへの周知を行いたいと。まずは6月中に農業者座談会を7地区で行いますので、その中で周知をして、早めに手を挙げていただきたいと考えておりまして、6年度はそれでいきたいと。

それ以降も農機具の更新などは、規模拡大の方について、早めに予算化していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○大西樹議長 14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 今、肥料は相当上がっておりますが、ウクライナのロシアの侵攻があったときよりは、ちょっとパーセントでは下がっておりますが、結構、肥料は高くなっております。

その次は農機具なんです。農機具も上がっております。この農機具に対する助成なんです。先ほど言われる、なかなか50アール、70アールの方が規模拡大して農機具を購入する場合、恐らく新機種だと思いますが、その場合に申請がなかなか間に合わない場合が往々にしてある。この場合の対応をどう考えられるか。

従事者としたら、農機具が、今、壊れたら、即なかったらいかんのです。来年、再来年まで待ってくれと言われたら、どっかで購入せないかん、そういう農機具は特殊な条件が横にひっついてきとるんです。計画的に何年に購入するからといって申請する場合と、今の機械が壊れたら、どないしようかというのが農業の実態なんですよ。通常のものとは違うんです。

例えば水稻を作付する場合に、いつでもええが、半年遅れて9月頃に田植したらええかと、そういうわけにはいかんのですよ。時期が絡むんです。やっぱり遅れても1か月かそれ以内に対応せないと、これが農業の難しいところなんです。天候とその時期が難しいんです。そこらをお考えになってますか。どうなりますか。

○大西樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 ただいまの川原議員の再質問につきまして、農林課からお答えした

いと思います。

先ほど、一番最初の町長の答弁にもありましたとおり、現在、地域計画を策定する上で農業者座談会で、農業集団づくりというのを進めています。これまではそれぞれ個々の農家さんの経営力の向上というところに注力してきたところですが、これからはいかに少ない農家さんで多くの農地を管理できるかというところにかかっておりますので、農機具の更新はもちろん必要なんですが、もし仮にその年度に必要な時期に故障があったという場合にあっては、農機具のシェアリングなども地域の農家さん同士で話し合っていて、取り決めてもらうということも考えております。

ただし、やはり、ある程度、機会の導入となると、大型化というのは必要となろうかと思っておりますので、今後、そういった予算の確保については、一番シビアになってこようかと思っております。予算の確保は香川県と十分に協議しながら、時期を逸することなく進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○大西樹議長 14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 これ、国、県、町となってくるわけですが、予算の関係で、農林水産業費が100億円以下のところは香川県と奈良県だけなんです。違ったらごめんなさい。香川県は間違いなく100億円いってない。それだけ県の予算が少ないんです。それは町長に奮闘して、県のほうへも働きかけてもらわないかんですが、私が、先ほど来、言っておる、国がやって、残った分、見落とした分、香川県が拾って、香川県が残った分、町が何とか考えて、これが私は行政の基本的な姿勢だろうと思っておりますので、この点については、町長、またよろしく願いしたらと思っております。

時間の関係上、農業関係はこれで終わりますので、町長の、先ほど来、意欲のあるところを課長に伝えていただいて、課長がその使命に应运えていただくことを私は今日の財産として受け止めておりますので、これで1番目は終わります。

○大西樹議長 14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 農業問題を言わせていただきましたが、これに切っても切り離せないのが林業であります。ここから南を見渡しますと、ほとんどまんのう町に関係する山林でございます。その森林が、今、松が枯れまして、杉、ヒノキが大半、広葉樹はそれ以外にあるわけですが、この杉、ヒノキの伐期、樹齢から言っても60年、70年というのが非常に多く見られ、しかし、これまた農業後継者と一緒で、林業も人材がおらないというのが現実だろうと思っております。

森林組合のほうに聞いてみますと、やっぱり従業員がおらないと、こういうことです。何が原因があるのか。森林組合は森林組合でまた考えておるようではありますが、町として1万3,000ヘクタールあるけども、これは北のほうは放っとくというんではないんですが、多面的機能から考えますと、やはり阿讃山脈と言われる集中的に固まっておる森林をどう整備し、利潤を求めていくのか、ここにまず人材がおらないようではどうしようもないから、森林組合も作業はしたいんだけど、作業員がおらんからできないというのが

実態だろうと思います。

とにかく最近言われております森林環境譲与税、これは少なくとも、大きな金ではないかもわからんけど、これが一つの引き金となること、そこに対してまたいろんな助成をつけていくということで、根本的な、森林組合でなくて、町の姿勢、まんのう町に関係する森林の町の考え方をお聞きいたします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの２番目の質問にお答えいたします。

林業につきましては、これまでも、また、これからを考える場合におきましても、森林の持つ公益的な機能をどう保全していくのかといった視点と併せたものとして語られることが常となっております。

特に本町の水資源はそのほとんどが町内の森林を水源とする状況にありますので、土砂災害の防止機能等と併せて、これらの森林の持つ多様な機能を持続的に保全していくことは林業振興の前提となるものと考えております。

その上で、今後の本町における経済行為としての林業について考えますと、これまでに営々と整備されてきた人工林資源は人工林率が約３７％と県内で最も高く、ヒノキ林面積は県内の約２３％と一番多くなっております。また、その多くが利用期に入ってきていることなどから、これらの資源を荒廃することなく、有効活用できるよう、木材生産としての林業振興が重要であると考えております。

しかしながら、農業振興と同様に、森林所有者の経営意欲の減退、林業従事者の高齢化や担い手不足による管理不足の森林の増加、木材生産コストの上昇、林産物の価格競争の激化、木材消費の低迷など、多くの課題を抱えております。中でも経済的な課題につきましては、町だけでなく県や国を超えた対策が必要になるものが多いと認識しております。

そのため、町として一度に解決できるような方策はありませんが、地域として何ができるかを整理し、地道に取り組んでいくことが必要であると考え、昨年度末に「まんのう町豊かな森林づくり基本計画」を策定し、森林・林業の基本的な考え方を整理したところでございます。

今後はこの計画に基づきまして、まずは本町の森林及び森林資源の状況を把握し、それを踏まえた木材生産等の可能性や森林組合等の担い手対策などの林業振興に取り組むこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 １４番、川原茂行君。

○川原茂行議員 環境譲与税、これははっきりまんのう町への配分は決まったんですか。ちょっと数字をお聞きします。

○大西樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 ただいまの川原議員の森林環境譲与税の額についてお答えいたします。

配分率は変わったものの、まんのう町につきましては１，９００万円を超える金額が譲

与税として交付されることになっております。ちょっと具体的多数字は、すみませんが、資料を持ってきておりませんので、１，９００万円は超えることになっております。以上です。

○大西樹議長 １４番、川原茂行君。

○川原茂行議員 そうすると、やっぱり一つの起爆剤的なものにはなるだろうと。１，９００万円以上ですから、２，０００万円近くの金がどう使われるのか、有効に有益に使うだろうと思いますが、これ、伐期が相当あるから、一度に出すというわけにはいかないだろうと思いますが、この従事者、従業員ですね、山に対する関心がある方、例えば林業大学ができて、その学生がというような話は即戦力でないんですよ。将来のときにはそれはいいかもわからんけど、やっぱり即戦力、即戦力と将来の見方というのを分けて考えないかん。即戦力をどう考えていくのかを、考え方として、森林組合にお任せしますではないだろうと思っておりますので、どうお考えになりますか。

○大西樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 ただいまの川原議員の林業に従事する者の確保について、農林課からお答えしたいと思います。

昨年立ち上げました森林委員会の中で、豊かな森林づくり基本計画の策定に向けての様々な協議をしていただきました。まさにこの森林委員会が林業政策のシンクタンクであろうかと思っております。林業従事者の確保についても、この森林委員会の中でやはり専門家の意見を伺ったり、具体的に林業施業者の意見を伺ったりしながら、まんのう町内で林業に従事する方の確保をどうするのかという方向性も含めて、今後、協議してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 １４番、川原茂行君。

○川原茂行議員 私も森林委員として入っておるわけですが、この最終の基本ができましたね。できたら、議会のほうにもやっぱり全部配付しておるんですか、どうですか。事務局、みんないてないな。豊かな森林づくり基本計画、持ってないな。あるん。

これに基づいていくのはいいんです。私も委員としてそれは賛成なんです。けども、山の実態、最近のことですから、航空写真等を利用した、いろんな機械でどこに何万立米あるとか出るとは思いますが、その材質までは分からない。やっぱり現地で目で確認して、これはぜひ追求できる木材だというのか、これは立米数はあるけども、金にならんぞというのかというのは、やっぱり目視が大事だと思います。

ここで、町の職員ばかり、農林課なんだけど、山を、この広いところを監視せえといっても無理なんです、ここらはどんな考えをお持ちですか。

○大西樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 ただいまの川原議員の今後の森林の管理について、農林課からお答えしたいと思います。

これも森林委員会で協議した内容となりますので、ちょっと報告させていただきますが、

まんのう町豊かな森林づくり基本計画におきましては、基本理念のサブタイトルを森林の多様な機能を持続的に発揮する森林経営としておりますが、この森林経営の中には経済行為としての林業も含んでおります。すなわち、本町における目指すべき未来の林業は、木材生産行為が森林の多様な機能を持続的に発揮することにひとしくなるようなものと位置づけております。

具体的には、林業に適した地域をゾーニングいたしまして、その地域において伐採時期が80年以上となる長伐期施業による高齢林を造成し、その森林では下層植生が生育するための空間を確保して、適度な光が差し込み、多様な林相の形成と樹木の根を発達させる施業として適切な保育、間伐を繰り返しながら、木材生産を行う林業を想定しております。そして、このような森林資源の整備と利用の循環によりまして、森林整備事業量の安定的な確保を図りまして、その事業量を賄える林業の担い手を育成、確保することを想定しております。

以上のことは、森林委員会の中で協議して決めさせていただいたこととなりますが、現在の山の管理につきましては、ある程度、やはり所有者の方には御負担いただかなければならないとは考えております。以上です。

○大西樹議長 14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 今、言われたように、水源涵養とかいろんな字句が出てまいります。伐期が遅れた。それもあるかも知れませんが、実は森林に従事する従業員がおらないから、取りかかれないというのが実態なんですよ。でも文句にすればこういう字句になるんです。現場と考えよところが違うんですよ。だから私は気になる。これは伐期を遅らせておると。10年、20年遅らすと。この木はもう切れるんだけど、水の水源涵養とかいろんな環境面で遅らせておるとというのがこの文書なんです。でもそうじゃないんです。現実には木を切る、搬出する方がおらんのですよ。おらんからできないのを字句にすれば、こういうことになるのが実態と合わない、それが現場と合わないというのが、私、一番気になるんですが、私が間違っておれば、解釈の仕方が違うという根拠をお聞きいたします。

○大西樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 川原議員の再質問にお答えします。

川原議員おっしゃるとおり、豊かな森林づくり基本計画等々の計画、森林経営計画いろいろありますが、そういった計画書に書かれていることと現地の形状とかそういったこととやっぱり乖離する部分は確かにあるかと思います。現地に行かないとなかなか分からない部分もあります。ただし、林業に従事する人材の確保というのは、今後、やっぱり大きな課題になっておりますので、森林環境譲与税のうち一部を担い手対策に持っていきまして、香川県全域でその対策をしていただくと。どうしても林業にはやっぱり経験則が物を言う世界かと思っておりますので、危険を伴う仕事ということもあり、慎重に予算の執行については進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 ここで質問を変えろというか、質問を終わって、ちょっと私の過去の経緯から、森林を守ってきた経緯等を参考にさせていただきたいと思うんで、要望に変えさせていただきますが、５０年ほど前、昭和３０年代には七箇地区で、ほとんど塩入、春日、久保、ここら辺りで木炭に従事した方が９７名おった。ちょうどこれをなぜ覚えておるかという、野口ダムの工事にかかったのが昭和３８年で、通水式が４３年ですが、この時代に木炭に従事しておった方が９７名おった。ですから、それを琴南地区とかほかを合わせますと２００名以上おいでたんでないかと。木炭に従事する方だけじゃないんです、国有林の営林署関係を含めて。当時、その従事する方はどういう方かという、社会情勢は違いますが、農業に従事しておった方が副業的に農閑期に森林の仕事に従事しておった。これが良法だったんです。そういうやり方では、今、いけないと思いますが、即戦力として、若い方が育ってくるまでに、そういうことも考えていかないと、今、森林保護をせえと、整備をせえというても、若い方が一気に育つわけでないわけですから、無理だと思うんですが、これはひとつ考えておいていただきたいと、町長、思うわけです。現実昭和３８年から４３年までが野口ダムの工事期間だったんです。その頃には９７名、仲南塩入地区だけで、ですから、琴南地区も木炭に従事。

○大西樹議長 １４番、川原議員に申し上げます。

時間になりました。

○川原茂行議員 ということで、これは質問でないけど、要望として私が知っておる限りのことを言いましたので、町長、そこらを踏まえて、農業と林業も取りあえずは一緒に考えてみる必要があるということをお願いして、終わらせていただきます。

○大西樹議長 以上で、１４番、川原茂行君の発言は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の開催は、６月１７日、午前９時３０分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれにて解散いたします。

散会 午前１１時３７分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年6月5日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員